

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	2	府省庁名 内閣府子ども・子育て本部
対象税目	[個人住民税] 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()	
要望項目名	子育て支援に係る税制上の措置の検討	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・特例措置の内容 <p>子育て支援に係る税制上の措置について、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による改正後の児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。</p>	
関係条文	<p>児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則第2条第1項 附 則 (検討)</p> <p>第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
減収見込額	[初年度] 一 (—) [平年度] 一 (—) [改正増減収額] 一	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>子育て支援に係る経済的措置を講ずることにより、もって、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>子ども・子育て支援については、家庭等における子育てを前提に社会全体でこれを支援していく必要。児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則第2条第1項の規定に基づき、政府の検討が義務づけられている。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	20. 子ども・子育て支援の推進 ②子ども・子育て家庭の生活安定化等の推進
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（所得税）においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度において同様の要望を行った（長期検討事項）。